

監掲示第2号

## 保税工場の許可期間の更新について

関税法第61条の4において準用する同法第42条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成30年1月16日

大阪税関長 高木 隆

記

### 保税工場

被許可者の住所及び氏名又は名称	保税地域の名称及び所在地	更新した期間
東京都中央区日本橋小網町14番1号 日新製糖株式会社	日新製糖株式会社 今福工場 大阪府大阪市城東区今福西6丁目8番19号	自 平成30年 2月 1日 至 平成36年 1月 31日
東京都千代田区丸の内3丁目4番1号 新国際ビル6階 三菱伸銅株式会社	三菱伸銅株式会社 三宝製作所 大阪府堺市堺区三宝町8丁374番地	自 平成30年 2月 1日 至 平成36年 1月 31日